

保発 0115 第 14 号
令和 8 年 1 月 15 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

都道府県国民健康保険運営方針策定要領の改定について

国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 82 条の 2 において、都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針(以下「都道府県国民健康保険運営方針」という。)を定めるものとされています。

今般、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(令和 6 年法律第 47 号)による改正後の国民健康保険法の施行(令和 8 年 4 月 1 日施行予定)に伴い、「都道府県国民健康保険運営方針の策定等について」(令和 5 年 6 月 20 日付け保発 0620 第 1 号厚生労働省保険局長通知)により示した「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」を別添のとおり改定したので、貴都道府県内保険者等に周知等を図るとともに、貴都道府県内市町村等の意見を聴き、本要領に沿って都道府県国民健康保険運営方針の改定に努めていただくよう、お願いします。

なお、都道府県が、市町村等との議論を行った上で、令和 7 年度中に国民健康保険運営方針を改定する必要はないと判断する場合は、令和 8 年度に行う中間見直し等において改定を行うこととしても差し支えないことを申し添える。